資料2

新たな基本構想及びこれを実現するための施策の基本的方向についての考え方（答申）（案）

令和２（２０２０）年３月

目黒区長期計画審議会

第8回長期計画審議会から変更した部分に下線を引いています。
前回のディスカッションを踏まえ、まち将来像を変更したことに伴い、それに関連する記載を変更していますので、変更点を中心にご確認お願いします。

答　　申

目黒区長期計画審議会条例第２条の規定に基づき、平成３１年１月３１日付けで当審議会に対して諮問のあった「新たな基本構想及びこれを実現するための施策の基本的方向」について、別添のとおり答申します。

令和２年３月２４日

目黒区長　　青木　英二　様

目黒区長期計画審議会

会長　　岡田　匡令

答申に当たって

目黒区長期計画審議会は、平成３１（２０１９）年１月に、区長から長期計画の改定に当たって、「２１世紀半ばの将来に向けて、区民の誰もがいきいきと輝き、心豊かに生活できる地域となるよう、改めて１０年先、２０年先の目黒区のあるべき姿、また、その実現に向けて取り組んでいくべき施策の基本的方向について、ご提言いただきたい」との諮問を受けました。

現行の目黒区基本構想は、２１世紀初めの目黒区を展望し、区民生活やまちの将来像を明らかにしたもので、平成１２（２０００）年１０月の策定後、約２０年が経過しています。

この２０年で区民生活や区政を取り巻く状況は大きく変化しました。特に、情報通信技術の発展は目覚ましく、今では、手元のスマートフォンで場所や時間に関係なく、情報や物のやり取り、様々な手続ができるようになりました。生活の利便性は著しく向上したものの、それが人と人とのつながりを希薄なものにしているのではないかとも思います。

もう一つは、地球温暖化による気候変動を要因として大規模化・激甚化している気象災害です。近年、日本各地で発生する気象災害によって、多くの人の命や生活の基盤が失われています。こうした災害への対策は正に待ったなしの課題ですが、防災・減災の取組はもちろんのこと、長期的な視点に立てば、発生の要因である地球環境の保全への取組にもより一層力を入れて進めていかなければなりません。

一方、今から２０年先の２０４０年に目を向ければ、少子高齢化が急速に進み、他国に例を見ない人口構造の急激な変化が訪れるといわれており、国や自治体の共通の課題となっています。目黒区では、東京圏への人口流入により人口増が続いていますが、日本全体として「人口減少社会」になる中、今後１０年内には人口減少・超高齢社会の局面を迎えることは避けられず、将来の社会経済の支え手である年少人口・生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は更に増加します。

人口構造の変化がこれまでに経験したことのない様々な課題を生じさせるといわれていますが、可能な限り未来の変化を予想し、今からできることは何かをしっかり検討し、実施していく必要があります。

区民生活を支える基礎自治体である目黒区は、こうした変化の中でも、あらゆる世代・立場の人々にとって快適で暮らしやすい環境や、地域の様々な活動が活発に展開され、誰もが自由に参加できる環境を整備するとともに、将来にわたって持続可能な行政サービスを展開していくことを基本として、区政を推進していかなければなりません。

このような基本的認識に立って、私たちは、１年以上にわたる審議会の中で率直に意

見交換しながら議論を重ねてまいりました。

この答申でお示しした新たな基本構想の中では、平成３０（２０１８）年１２月に区が実施した「めぐろの未来アンケート」で寄せられた目黒区の魅力や将来像への意見などを踏まえつつ、おおよそ２０年先の未来のあるべき姿（まちの将来像）を『ずっと心地よいまち　桜咲くめぐろ』としました。そして、この将来像の実現に向けて区政運営の柱となる、五つの基本的な政策目標をまとめています。

また、新たな基本構想を実現するための施策の基本的方向については、今後の新たな基本計画やより具体的な事業計画等の策定の際に参考としていただけるよう、政策分野別の将来像を示すだけでなく、今後の施策展開の中で取り組んでいくべきと考える施策例についても記載しました。

私たちが審議してきた基本構想は、この先の困難な時代に立ち向かうための「区政運営の羅針盤」です。今後、この答申が区の政策・施策に十分反映され、地域を構成する全ての主体の参加と協力により、まちの将来像の実現に向けた取組が推進されることを期待します。

最後に、審議会で熱心なご議論をいただいた委員各位をはじめ、審議会の「中間のまとめ」に対する意見募集へご意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

目黒区長期計画審議会会長　　岡田　匡令

目　次

１　新たな基本構想等の考え方

（１）基本構想の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（２）基本構想の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（３）長期計画全体の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（４）長期計画の評価手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　新たな基本構想の内容

（１）まちの将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（２）実現のための区政運営の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・７

（３）基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　政策分野別の将来像とそれを実現するための

施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（参考資料）

資料１　目黒区の人口推計及び区民アンケートの概要・・・・・・・・・・・・23

資料２　諮問文（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

資料３　目黒区長期計画審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

資料４　目黒区長期計画審議会条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・27

資料５　目黒区長期計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・29

資料６　目黒区長期計画審議会の検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅰ　新たな基本構想等の考え方

（１）基本構想の役割

現行の目黒区基本構想では、その役割を次のように説明しています。

> この基本構想は、（中略）これからの区民生活やまちの姿など、その将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて区と区民が協働して取り組むまちづくりの基本目標と、施策の基本的な方向を、「目黒区と区民の基本的な約束」として示すものにほかなりません。
>
> したがってそれは、目黒区における計画的な行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、目黒区行政のすべての側面で尊重されることになるのはもとより、区の計画や事業などを推進していく上で生じる国や東京都など他の行政主体との関係においても、また区に関連する民間事業者との関係においても、そして何よりも区民一人ひとりとのかかわりにおいても、最大限に尊重されるべき「目黒区まちづくりの基本ルール」としての役割を持つものです。

自治体の基本構想とは、当該自治体のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すものです。行政計画の最上位の計画であるとともに、区（行政及び議会）と区民とが共有し、地域社会全体で実現すべき目標であるといえると思います。

なお、この基本構想については、従来は地方自治法により区市町村に策定が義務付けられていましたが、平成２３（２０１１）年の法改正により策定義務はなくなり、現在ではそれぞれの自治体が必要性を判断して策定する計画となっています。また、この改正により、議会の議決を経て策定するという定めもなくなりましたが、目黒区では、平成３０（２０１８）年１１月に施行された「目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例」により、基本構想の策定、改廃を行うときは議決を経ることとされています。

当審議会は、上記の基本構想の役割への認識、また、今後の区政運営に当たって基本構想が持つ重要性への認識を改めて確認するとともに、その必要性は、現在においても何ら変わるところはないと考えます。

（２）基本構想の構成

新たな基本構想は、「基本構想の役割」「基本構想が目指す時期」「まちの将来像」「実現のための区政運営の考え方」「基本目標」の五つの項目建てで構成することとします。なお、現行基本構想の構成を踏まえた見直しの考え方は、次のとおりです。

ア　まちの将来像について

現行基本構想は、基本理念として「人権と平和を尊重する」「環境と共生する」「住民自治を確立する」の三つの普遍的な理念を掲げています。また、これらの理念の内容をそれぞれ象徴する言葉を合わせた「ともにつくる　みどり豊かな　人間のまち」を区のまちづくりにおいて常に目指すべき方向として示しています。

現行構想では、これらの項目は社会経済状況が変化する中においても常に不変なものとして定めていますが、これらの項目は国や自治体の全てに共通する理念ともいえるものです。

そこで、新たな基本構想では、現行の普遍的な理念を根底に置きつつ、一定の時期を目途に目指す目黒区の「まちの将来像」を、区民にとって分かりやすく、親しみやすい言葉で定めていくこととしました。

イ　基本目標と実現のための区政運営の考え方について

現行基本構想に掲げる四つの基本目標と三つ基本方針は、構想全体の構成があまり複雑にならず、あらゆる行政分野に共通する「鍵となる概念」について簡潔に述べることを考慮して、定められています。基本目標と基本方針の関係は、「基本目標に示す概念を具体化した政策内容を、基本方針に示す概念に沿った手法により実現していく」ということだと説明しています。

このとおり両者の関係は一定整理されていますが、一方で、基本構想の中に「基本」とされるものがいくつもあり、分かりにくいという意見もあります。そこで、他自治体の事例も参考にし、区政運営の柱となる「基本的な政策目標（基本目標）」と、将来像や基本目標を実現するために根底となる「区政運営の考え方」を定めるという形で整理することとしました。

ウ　その他

現行基本構想では個々の施策の方向性についても示していますが、社会状況の変化に伴い影響を受けやすい内容であるため、基本構想の内容とせず、基本計画等において記載することとしました。

（３）長期計画全体の構成

目黒区の長期計画は、現在、期間の定めがない区政運営の基本的指針である「基本構想」、構想実現のための政策に関する１０か年計画である「基本計画」、基本計画に定める施策を具体化する５か年の行財政計画である「実施計画」の３層で構成されています。

当審議会では、基本構想の内容についての議論のほか、この機をとらえて長期計画全体のあり方についても意見交換を行いました。

他の自治体における長期（総合）計画の現状を見ると、７割以上の自治体が３層構成で策定しており、その長所は「長期・中期・短期の計画群として、それぞれの役割が明確であり、計画間の関係が整理しやすいこと」が挙げられます。一部の自治体では、３層構成の長期計画を２層構成（基本構想と基本計画の２層とする例が多い）とすることで計画全体のスリム化を図っている例もありますが、一方で個々の計画内容が肥大化するという課題が挙げられています。

こうした状況を踏まえると、新たな目黒区の長期計画は、多くの自治体で採用されている３層構成が望ましいと考えます。

また、長期計画の計画期間については、基本計画の下に位置付けられる各種の補助計画が５年から１０年の計画期間としていることを考慮し、基本計画を１０か年計画とすることが妥当と考えます。

基本計画の上位の区政運営方針である基本構想については、計画相互のバランスから１０年以上の計画期間を設定することになりますが、現在、国や自治体、企業などが、いわゆる「団塊ジュニア世代」が６５歳以上となる２０４０年頃を目標とした長期的なビジョンを示しています。そこで、目黒区でも、今からおおよそ２０年後の２０４０年を一つの区切りとすることが妥当と考えます。さらに、基本計画の下の実施計画は、より具体的な事業計画であることから、５年以下とすることがふさわしいものと考えます。

（４）長期計画の評価手法

区の行政運営に長期計画を生かすためには、長期計画の策定過程だけでなく、計画に基づいてどのような行政運営を行うかが重要です。そのためには、長期計画の策定(Plan)の段階から、策定された長期計画を用いて施策を実施する運用（Do）の段階、施策を実施した成果を評価・分析(Check)し、より良い計画の運用に向けて改善を図る(Action)までの、長期計画の運用・管理全体が円滑に回る仕組みを整えておく必要があると考えます。

区の長期計画に掲げる政策・施策や事業には数値目標になじまないものがあることは確かです。しかし、計画の執行状況を把握し、評価・改善につなげていくためには、一定の成果指標（数値目標）を設定し、その進捗状況を踏まえて、それぞれの施策や計画全体を客観的に評価できる仕組みが不可欠です。
目黒区の現行基本計画では、計画期間内に特に推進すべき施策・事業について数値目標を掲げ、それらを「重点プロジェクト」として進行管理する仕組みを設けています。
このような現行計画を踏まえ、今後も計画の実施による成果を客観的に、分かりやすく検証することができるように、主要な施策・事業に数値目標を設定し、成果の評価を行うことが重要であると思います。
また、社会状況の変化や多様化・複雑化する行政課題に柔軟かつ機動的に対応していくためには、評価を踏まえて計画に掲げた政策目標や施策の内容、実施手法などを適時・適切に改善する進行管理が求められます。

例えば、１０か年計画の基本計画で数値目標を定める場合でも、１０年間不変の目標を設定することは難しく、事業の進捗や状況変化に応じて、適切な時期に見直すということを考える必要があります。また、そうした見直しの時期をとらえて、基本構想を含めた長期計画全体についても、将来を展望する内容、社会状況の変化に対応できる内容となっているか確認・検証を行うなど、計画の一体性、有効性に目を配ることが望ましいと考えます。

２　新たな基本構想の内容

（１）まちの将来像

【審議会の考え方】

新たな基本構想では、おおよそ２０年先に目指す「まちの将来像」を、区民にとって分かりやすく、親しみやすい言葉で定めます。

審議会では、将来予想される人口構造の変化や区民が期待する将来像などを踏まえ、区民と行政が共有できる「目黒らしさ」が感じられる「目黒ならでは」の将来像を示したいという思いで、議論を重ねてきました。

区が実施した「めぐろの未来アンケート」などから目黒区のイメージを見ると、地域的なキーワードとして「目黒川」「桜並木」「落ち着きとにぎわいが共存する」「地域のつながり」「緑などの自然が多い」「おしゃれなまち」「便利」「治安が良い」などが上がっています。また、区の現在のイメージと将来期待するイメージとのギャップが大きい事項としては、「福祉が充実したまち」「高齢者や障害者にやさしいまち」「災害に強いまち」「子育てしやすいまち」などが上がっています。

こうした区民意識も踏まえ、審議会では、目黒区の将来像・あるべき姿を表すためのキーワードとして「誰もが暮らしやすいまち」「心豊かなまち、心和むまち」「あこがれのまち」「桜」「多様性」「人権」「ふるさと」を導き出しました。便利でおしゃれなまちでありながら、どこか懐かしく、住む人がふるさとのように感じられるまち、そんなまちの姿が目黒区の魅力であり、将来像としてもふさわしいものと考えます。

多様な区民が暮らすまちだからこそ、人の多様性が受容され、子どもから高齢者、障害のある人、外国籍の人など誰もが安心して生き生きと自分らしく暮らし続けられる地域社会を、区民と区が共に力を出し合って築いていくことが求められます。

また、目黒区の良好な環境の象徴ともいうべき「桜」「みどり」や、「歴史・文化」と「おしゃれ・にぎわい」とが共存する街並みなどは後世に引き継いでいかなければなりません。

こうした考えの下、目黒区、そして目黒区民が共に目指すべき「まちの将来像」を次のとおりとしました。

【基本構想への記載】

（将来像）

『ずっと心地よいまち　桜咲くめぐろ』

（将来像の考え方）

目黒区は、古くから多様な人が暮らし、集うまちでした。その姿は、便利で治安が良く、落ち着きのある住宅地とにぎわいのある商業地とが共存する現在の「住みやすいまち」の姿に引き継がれています。また、目黒の良好な環境の象徴ともいうべき「桜」や「みどり」、点在する歴史・文化資源なども、後世に引き継いでいかなければなりません。

こうした環境とともに、多様な区民が暮らすまちだからこそ、人の多様性が受容され、子どもから高齢者、障害のある人、外国籍の人など誰もが安心して生き生きと自分らしく暮らし続けられる地域社会を、区民と区が共に力を出し合って築いていくことが求められます。

目黒区は、将来にわたり社会や環境が目まぐるしく変化する中にあっても、地域で暮らす人や働く人、学ぶ人はもちろん、訪れる人も、誰にとっても「心地よい」と感じることができるまちを目指します。

（２）実現のための区政運営の考え方

【審議会の考え方】

人口減少･超高齢社会の到来による人口構造の変化は、将来的に区政運営を担う組織、人員、また財源等にも大きな影響を及ぼすといわれています。

こうした変化に的確に対応し、後述する五つの基本目標を着実に実現して、全ての区民にとって「心地よいまち」にしていくためには、地域の課題解決を自ら行う地域の活動団体や企業など、多様な地域社会の担い手と行政との連携・協力によって、地域全体の力できめ細かな公共サービスを展開していくことが重要になります。

また、これからの区政運営においては、安定的で持続可能な財政基盤を構築することが不可欠です。その上で、財政規模に応じて効果的かつ効率的な施策・事業を選択するとともに、先端技術の積極的な活用や職員の創意工夫によって、多様化、複雑化する区民ニーズに適切に対応していく必要があります。

さらに、平和で、多様な人々の人権が尊重される社会の構築は、全ての人の豊かさを支える区政運営の基礎として、必要不可欠なものです。

こうした考えの下、今後の区政運営に当たっての分野横断的な指針となる考え方を次のとおりとしました。

【基本構想への記載】

○　平和の希求と人権・多様性の尊重

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、人々の生活の豊かさの礎です。目黒区は、戦争の記憶を風化させることなく、平和な社会を次代に確実に引き継いでいきます。また、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人の人権が尊重され、個性や違いを認め合うことができる意識の醸成を図ります。

○　区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進

区民と区が連携・協力する区政の前提として、多様な手段により積極的に情報発信を行い、更なる情報共有を進めます。また、区民と区がつながる双方向のコミュニケーションを確立し、より多くの場面で区民と対話し、区民が区政に参画できる環境を整えます。

そうした環境の下、地域の課題解決を自ら行う地域の活動団体や企業など、多様な地域社会の担い手と区とが共に力を出し合い、連携・協力して、地域全体の力で区民生活の質の向上に努めます。

○　未来を見据えた持続可能な行財政運営

目指すべき未来を想像し、長期的な視点に立って、安定的に運営できる財政基盤

を確立するとともに、施策の選択と集中により効果的な取組を見極め、施策を展開します。また、区有施設の計画的な更新や、区民生活や地域社会に大きな変化をもたらす今後の技術革新に的確に対応し、行政の業務効率化と区民生活の質の向上とを両立して実現します。こうした取組を推進できる人材を育成し、限られた行政資源の中でも効率的で将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していきます。

（３）基本目標

【審議会の考え方】

基本目標は、「まちの将来像」を実現するための区政運営の柱となる政策目標として定めるものです。

目黒区は古くから「人が暮らし、集うまち」であり、基礎自治体である区は、常に目黒に集う人々（単に区内に住む人だけでなく、区内で働き、学ぶ人や区に訪れる人も含みます。）の暮らしや心身が今よりも健やかで豊かになることを目指してまちづくりを進めていく必要があります。

こうした考えから、まちで心地よく生活し、活動する「人」という点に着目して、「人が学び成長する」「人が集いつながる」「人が健やかにその人らしく生きる」「人が快適に活動する」「人が安心して暮らす」という視点から、次の五つの政策目標を掲げることとしました。

基本目標	範囲とする政策分野
学び合い成長し合えるまち	子育て支援の充実、学校教育の充実、生涯学習の充実
人が集い活力あふれるまち	コミュニティ活動の活性化促進、多文化共生の推進、芸術・文化の振興、スポーツを楽しむ環境の充実、自治体交流の推進、商店街の活性化支援、地域の産業振興、観光まちづくりの推進
健康で自分らしく暮らし続けられるまち	地域共生社会の実現、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、生活の安定と自立支援、健康長寿の実現、保健・医療体制の充実、生活環境の向上
快適で暮らしやすい持続可能なまち	誰もが住みやすい環境の確保、魅力ある街並みの整備、自然環境の保全とみどりの創出、持続可能なまちづくり、持続可能な資源利用の推進
安全で安心に暮らせるまち	災害に強い街づくり、震災、風水害などへの備え、日常生活の安全・安心

【基本構想への記載】

基本目標Ⅰ　学び合い成長し合えるまち

子どもたちの学びと成長は、目黒の未来への架け橋です。子どもを産み育てたいという希望が叶う環境は、地域社会の活力につながります。また、子どもたちだけでなく、

年齢を重ねた後でも学びと成長は人を豊かにします。それが、生活の豊かさにつながります。

目黒区は、あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、地域の温かな見守りの中で、子どもたちが生き生きと成長することができ、安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくります。また、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが個性を認め合いながら、学び、育ち合い、将来の社会の担い手として健やかに成長することができる良好な教育環境を整えます。

更に、年齢を重ねても、生涯にわたり区民一人ひとりが希望に沿った学びの機会を得ることができ、その学びを地域の中で生かすことができる学び合いの好循環の環境をつくります。

基本目標２　人が集い活力あふれるまち

地域は、そこに集う人がつくります。そして、様々な場所や機会を通じた人と人とのつながりが、地域の活力や生活しやすい環境を生み出します。区民一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、何かあったときには、そのつながりを基にして互いに助け合い、支え合っている、そんな地域の姿が求められます。また、地域の活気やにぎわいを創出するためには、地域経済の発展も欠かせません。

目黒区は、地域に住む人、地域で働き、学ぶ人など、地域に集う様々な人々が、年齢や国籍、障害の有無などに関わりなく、多様な地域活動や芸術・文化、スポーツ、更には自治体同士の交流や様々な観光資源等を通して、盛んに交流し、活発に活動しているまちを目指します。

また、個性豊かな地域産業や魅力ある商店街の更なる発展を支え、まちのにぎわいを創出します。

基本目標３　健康で自分らしく暮らし続けられるまち

誰もが、どんなときも、自分らしく生き生きと活動することができれば、全ての区民の生活が豊かになります。年齢を重ねた人や障害のある人、健康や生活上の不安を抱える人などが様々な困難に直面したとき、社会から孤立せず、安心して暮らし続けられる環境は、全ての人にとって暮らしやすく、生きがいの持てる地域共生社会の実現につながります。

目黒区は、年齢や障害、疾病、経済状況などの事情に関わらず、誰も取り残されることなく、全ての区民が住み慣れた地域で生涯を通じて自分らしく健康に生き生きと暮らし続けられる環境を整えます。

また、そうした暮らしの支えとなる、共に支え合う地域づくりを進めるとともに、質の高い医療提供体制や保健と介護、福祉の連携体制の整備と食の安全などの生活環境の確保に努めます。

基本目標４　快適で暮らしやすい持続可能なまち

全ての区民が生き生きと暮らし、活動するためには、誰もが行動しやすく、暮らしやすいよう、街の快適さと利便性を高めていくことが必要です。また、都市生活の潤いであるみどりは、区民の生活に不可欠であり、魅力ある景観を形成する役割も担っています。こうした街づくりが、街の魅力を高め、区民の愛着を生みます。

目黒区は、地域の魅力となる商業地や利便性が高く良好な住環境など、それぞれの地域特性を生かした街づくりを進めるとともに、都会にあっても多様な生物が息づくみどり豊かな環境を守り、目黒らしい都市景観を形成・維持します。加えて、誰もが快適で安全な都市基盤施設の整備を進め、みどりの潤いと利便性の高い都市機能が共存する心地よい生活空間をつくります。

また、地球環境を意識した環境負荷の少ない生活行動や事業活動を促し、豊かな暮らしを次代に引き継ぐことができる持続可能な地域社会をつくります。

基本目標５　安全で安心に暮らせるまち

東京における大規模地震の発生リスクに加え、地球温暖化を要因とする台風やゲリラ豪雨は大規模化・激甚化しており、自然災害により甚大な被害が発生する危険性は従来にも増して高まっています。こうした自然災害による被害を低減させるためには、発生予測などの情報を広く共有し、予防・応急対応や復旧・復興に係る対応能力を高め、災害に強いまちをつくっていく必要があります。また、区民の日常生活を脅かす犯罪や交通事故などへの対策も安全・安心なまちの実現には欠かせません。

目黒区は、住宅や施設、都市基盤の防災・減災機能の向上を推進するとともに、災害に備える日頃の取組を支え、区民、地域団体、企業、そして区がそれぞれの役割を理解

し、助け合う自助・共助・公助の連携・協力体制を整えます。

また、時代・環境に伴って変化する犯罪や消費者被害、交通事故などの未然防止に努め、誰もが安全で安心して生活できる環境をつくります。

3　政策分野別の将来像とそれを実現するための施策の基本的方向

新たな基本構想に示す基本目標を実現する上では、より具体的にどのような政策・施策をどのような方向に向かって進めていくかが重要です。そうした具体性を持った計画は、今後新たな基本構想の下に策定される基本計画や各種の補助計画に委ねられることになります。

当審議会では、新たな基本構想の内容を検討するための前提として、区全体の政策・施策について、それぞれの分野の将来課題や課題解決の方向性について区の担当部局の考え方を聴取するとともに、その内容や分野ごとの将来像について議論を重ねてきました。

そこで、今後の各種計画の策定や改定の際の参考となるよう、この答申でお示しした基本目標ごとに、政策分野を体系的に整理するとともに、それぞれの政策分野において目標とすべき将来像をお示しします。

基本目標Ⅰ　学び合い成長し合えるまち

（1）子育て支援の充実

家庭、学校、地域など、あらゆる場面で子どもの権利が尊重され、子どもたちが自らの意思で生き生きと成長し、元気に過ごすことができるまちになっています。また、家庭の希望に応じて子どもを産み育てやすい環境が整っています。

【主な施策の例示】

〇子どもの権利が尊重される環境の整備
〇多様な保育・教育の充実
〇妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援
〇子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進
〇子どもの虐待を防止するための体制整備
〇青少年の健全育成

（2）学校教育の充実

子ども一人ひとりの個性に応じた適切な教育が行われ、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に着け、心豊かに、健やかに成長しています。学校と家庭、地域との連携・協力により、共に子どもの命を守り成長を支えていく体制が整っています。また、学校施設の安全性が保たれ、良好な教育環境が整っています。

【主な施策の例示】

〇個に応じた教育による確かな学力の向上
〇学校施設の老朽化への対応

〇違いを認め自他を思いやる豊かな心の育成
〇健やかな体の育成
〇「チーム学校」の推進
〇教員の資質・能力の向上
〇快適な学習環境の整備（学校ＩＣＴ環境を含む。）
〇幼児教育の推進
〇インクルーシブ教育システムの構築の推進

（３）生涯学習の充実

区民の生涯にわたる知的欲求やライフステージに応じて様々な学習機会が提供されています。また、区民同士の学習の場などを通じて地域のつながりが形成されています。貴重な文化財が保護・活用され、次世代に引き継がれています。

【主な施策の例示】

〇多様な主体の連携・協力による幅広い学習機会の提供
〇家庭・地域の教育力の向上
〇社会教育活動の促進
〇図書館サービスの充実
〇文化財の保護・活用

基本目標２　人が集い活力あふれるまち

（１）コミュニティ活動の活性化促進

区民が自分の地域に関心を持ち、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる住み良い地域社会になっています。

【主な施策の例示】

〇多様なコミュニティ活動への支援
〇地域の活動団体同士の連携･協力の促進

（２）多文化共生の推進

外国人住民も生活者として地域に関わり、地域の中で様々な文化が共生しています。

【主な施策の例示】

〇外国人住民への生活支援
〇外国人住民の地域参加の促進

（３）地域の産業振興

個性豊かな事業者により新たな産業価値が生み出され、既存の産業も活性化し、地域産業が安定的かつ継続的に発展しています。

【主な施策の例示】

〇地域産業の維持・発展への支援
〇創業・起業への支援

（４）商店街の活性化支援

地域資源を活かした魅力ある商店街により、日々の買い物客や来訪者の交流が生まれ、まちのにぎわいが形成されています。

【主な施策の例示】

〇魅力ある商店街づくりの推進　　〇地域資源を活かしたまちの魅力の向上

（５）観光まちづくりの推進

区民の住環境に配慮した目黒ならではの「まち歩き観光」により、来訪者と地域の人々との交流が生まれています。

【主な施策の例示】

〇観光資源の活用　　〇多言語対応の推進

〇来訪者への情報提供の充実

（６）芸術・文化の振興

芸術・文化を契機とした人と人とのつながりが創出されています。また、区民が身近に芸術・文化に触れ、親しめる環境が整っています。

【主な施策の例示】

〇芸術・文化に親しむ機会・場の提供　〇芸術・文化を通じたつながりの創出

〇芸術・文化活動への支援

（７）スポーツを楽しむ環境の整備

年齢や障害の有無に関わらず、誰もがそれぞれのライフステージに応じて、共にスポーツを楽しんでいます。

【主な施策の例示】

〇スポーツに親しむ機会・場の提供　　〇スポーツを通じたつながりの創出

〇スポーツを通した健康づくりの推進

（８）自治体交流の推進

区と国内外の自治体との交流を基礎として、様々な分野で住民同士の交流に発展し、地域の活力につながっています。

【主な施策の例示】

〇他の自治体との交流推進　　〇外国都市との交流推進

基本目標３　健康で自分らしく暮らし続けられるまち

（１）地域共生社会の実現

人と人、人と地域がつながり支え合い、住み慣れた地域でその人らしく自立し、充実した生活を送ることができる地域になっています。

【主な施策の例示】

〇包括的な相談支援体制の充実　　〇地域福祉活動への支援
〇地域における支え合いの推進　　〇認知症対策の推進

（２）高齢者福祉の充実

誰もが年齢の垣根なく様々な場面で活躍し、生きがいを持って暮らすことができる地域になっています。

【主な施策の例示】

〇高齢者福祉施設の整備　　〇介護給付・予防の充実
〇生活支援サービスの充実　　〇多様な地域・社会参加の場の充実

（３）障害者福祉の充実

障害のある人が自らの意思で自分らしく生きることができ、障害の有無に関わらず相互に理解と交流を図り、共に暮らす地域になっています。

【主な施策の例示】

〇障害の理解促進・障害者差別解消の推進　〇自立・社会参加の支援
〇障害者福祉施設の整備

（４）生活の安定と自立支援

多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向けた官民連携の支援体制が整っています。

【主な施策の例示】

〇健康で自立した生活への支援　　〇包括的な相談支援

（５）健康長寿の実現

区民のライフステージや心身の状態に応じた各種の健康施策が展開され、生涯にわたり健康で活力あふれる生活を送ることができています。

【主な施策の例示】

〇生涯を通じた健康づくりの推進　　〇各種健（検）診・保健指導の充実
〇受動喫煙防止の推進

（６）保健・医療体制の充実

誰もが質の高い医療を受けることができ、保健と介護、福祉の連携により住み慣れた地域での生活が継続できています。また、健康危機に関する管理体制が整っています。

【主な施策の例示】

〇妊娠期からの相談体制の充実
〇地域の医療提供体制の整備
〇在宅療養等の支援
〇感染症対策の強化
〇自殺対策の推進

（７）生活環境の向上

食品安全、生活衛生等、区民生活の基盤となる快適で安心できる生活環境が確保されています。

【主な施策の例示】

〇食品衛生の推進
〇生活衛生の推進

基本目標４　快適で暮らしやすい持続可能なまち

（１）魅力ある街並みの整備

落ち着きとにぎわいが両立する目黒らしい魅力ある街が形成されています。また、それぞれの地域特性を生かした生活拠点が整備されています。

【主な施策の例示】

〇地域特性に応じた生活拠点の整備
〇計画的な土地利用の促進
〇地域街づくりの推進
〇良好な景観形成の推進
〇景観資源の保全・活用

（２）誰もが住みやすい環境の確保

子どもから高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる快適な居住環境と、安全で快適に歩ける道路空間、自由に移動し交流できる交通環境が整っています。

【主な施策の例示】

〇高齢者、障害者等の居住支援
〇空き家対策の推進
〇住宅の確保に特に配慮を要する者の住まいの確保
〇道路、橋りょう等の整備・長寿命化の推進
〇交通バリアフリーの推進
〇交通安全対策の推進
〇放置自転車対策の推進
〇自転車走行の環境整備と安全確保
〇地域交通の構築

（３）自然環境の保全とみどりの創出

公園や川辺、街の中のみどりが豊かに維持され、生き物を育み、街の魅力やみどりを通した人のつながりが形成されています。

【主な施策の例示】

〇公園等の整備・長寿命化の推進
〇生物多様性の確保
〇街のみどりの保全・創出
〇河川の浄化対策の推進

（４）持続可能なまちづくり

区民一人ひとりが地球環境にやさしい生活スタイルや行動を実践し、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会が形成されています。

【主な施策の例示】

〇地球温暖化対策の推進
〇公害対策の充実
〇省エネルギーと再生可能エネルギーの利用の促進
〇多様な主体との連携・協力による環境に配慮した行動の推進

（５）持続可能な資源利用の推進

ごみを生み出さない生活行動・事業活動が根付くとともに、資源循環が徹底された社会が構築されています。

【主な施策の例示】

〇ごみの減量の推進
〇食品ロス削減の推進
〇省資源・リサイクルの推進

基本目標５　安全で安心に暮らせるまち

（１）災害に強い街づくり

建築物の不燃化・耐震化が進展するとともに、都市基盤の防災・減災の機能が向上し、災害に強い安全・安心な街になっています。

【主な施策の例示】

〇木造住宅密集地域の整備の促進
〇無電柱化の推進
〇建築物の不燃化・耐震化の促進
〇激甚化する自然災害への対応
〇狭あい道路の拡幅整備
〇雨水流出抑制の推進

（２）震災、風水害などへの備え

区民一人ひとりの防災意識が高く、地域の多様な主体による防災活動の体制が整

うとともに、自助・共助・公助の連携による安全・安心な地域づくりができています。

【主な施策の例示】

〇避難者対策の推進　　〇帰宅困難者対策の充実

〇地域防災力の向上　　〇災害時における応急対応力の強化

（３）日常生活の安全・安心

区民一人ひとりの防犯意識が高く、地域で見守る防犯活動が充実し、誰もが被害者にならない地域社会となっています。

【主な施策の例示】

〇日常生活における犯罪被害の防止　　〇防犯設備の整備促進

〇地域防犯ボランティアの活動促進　　〇消費者被害の防止

実現のための区政運営の考え方

（１）平和の希求

戦争の記憶が風化することなく、区民の平和意識の根底に受け継がれています。

【主な施策の例示】

〇平和の尊さの啓発

（２）人権を尊重し多様性を認め合う地域社会の実現

誰もが一人ひとりの人権を尊重し、個性や違いを認め合うことで、それぞれの能力を発揮し、活躍できる地域になっています。

【主な施策の例示】

〇人権尊重の施策の推進　　〇性の多様性の理解促進

〇男女平等・共同参画の推進

（３）効果的・効率的な行財政運営

時代変化に応じて、安定的に運営できる財政基盤の下、職員の能力向上が図られるとともに、効果的かつ効率的な区政運営が展開されています。

【主な施策の例示】

〇行政内部の事務のＩＣＴ活用　　〇職員の確保・人材育成

〇民間活力の活用　　〇仕事と生活の調和の推進

〇官民連携の推進

（４）デジタル・ガバメントの推進

先端技術が適切に活用され、各種手続が自動化・ワンストップ化されています。また、行政・民間相互のデータの利活用が進み、施策に生かされています。

【主な施策の例示】

〇各種手続のデジタル化の推進　　〇情報セキュリティ対策の推進

〇データ利活用の推進

（５）広報・広聴の充実

区民がいつでも区政情報を取得できる環境が整っています。また、区民と区がつながる双方向のコミュニケーションが確立されるとともに、多くの場面で区民が区政に参画しています。

【主な施策の例示】

〇情報発信力の強化　　〇区民の区政参画・情報共有の推進

（６）適切な公共施設サービスの提供

区民が集い、活用する施設サービスが提供されています。

【主な施策の例示】

〇区有施設の見直しの推進

参　考　資　料

白紙のページです。

資料１

○目黒区の人口推計及び区民アンケートの概要

新たな基本構想の目標年次を今からおおよそ２０年後の２０４０年とすると、その時の地域社会はどうなっているでしょうか。

地域の生活に最も大きな影響があるのは、人口構造の変化です。目黒区の人口は、東京圏への人口流入、出生数の増傾向により、当面は人口増が続きますが、５～１０年後をピークとして、減少局面へ向かうとされています。平成３０（２０１８）年３月の目黒区の人口推計では、１０年後、２０年後の人口構造を次のように予想しています。

【人口構造の変化（平成３０年３月　目黒区人口・世帯数の予測)】

	平成２７（２０１５）年		令和１２（２０３０）年		令和２２（２０４０）年	
	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比
総人口	277,622	－	282,540	－	269,548	－
年少人口	28,671	10.3	35,772	12.7	24,277	9.0
生産年齢人口	191,610	69.0	186,754	66.1	173,163	64.2
高齢者人口	55,198	19.9	60,014	21.2	72,108	26.8
（内７５歳以上）	27,368	9.9	31,956	11.3	33,868	12.7

令和１２（２０３０）年の目黒区の人口は、平成２７（２０１５）年と比べ、年少人口が７千人増加する一方で、生産年齢人口は約５千人の減、その５千人が高齢者人口、更に７５歳以上人口にスライドするような形となります。

そして、令和２２（２０４０）年には、減少に反転した年少人口が平成２７（２０１５）年比で４千人減、生産年齢人口が１万８千人の減となる一方、高齢者人口は１万７千人の増、そのうち７５歳以上人口は６千５百人の増となると予想しています。

日本全体では、そのころ７５歳以上人口が２０％となり、５人に１人が７５歳以上に、目黒区でも３．７人に１人が６５歳以上、人口の１割超が７５歳以上となります。

その先、令和２７（２０４５）年には、全ての都道府県で６５歳以上の人口が３割を超え、２０５０年頃には日本の高齢化率は３８％超で、その後は高止まりの状況となると予想されています。

次に、区民目線から見た目黒区の魅力や期待する将来像を見ると、平成３０（２０１８）年１２月に区が実施した「めぐろの未来アンケート」の中から、次のような姿が読み取れます。

【区のイメージ・将来像】　（選択した区民の割合（%））

	現在の目黒区のイメージ		期待する将来像	
1	便利なまち	62.2	治安が良いまち	34.4
2	治安が良いまち	50.8	高齢者や障害者にやさしいまち	27.2
3	緑などの自然が多いまち	39.1	健康に暮らせるまち	26.6
4	にぎわいがあるまち	22.9	福祉が充実したまち	26.5
5	景観が良いまち	15.6	災害に強いまち	23.7
6	健康に暮らせるまち	13.7	子育てしやすいまち	22.5
7	文化あふれるまち	8.5	緑などの自然が多いまち	21.9

○　「治安が良いまち」のイメージは、区民の多くが将来にわたって維持してほしいと考えているといえます。

○　現在のイメージで「子育てしやすいまち」「高齢者や障害者にやさしいまち」「災害に強いまち」と回答した区民の割合は低く、将来像としてこれらの施策が期待されていると思われます。

○　上記の他に「まちの魅力と感じる場所や雰囲気」について聞いていますが、「目黒川」「桜並木」「中目黒、自由が丘などおしゃれな街」「目黒不動、円融寺、祐天寺などの寺社仏閣」「公園や街並みの緑が多い」などが挙げられています。

【暮らしやすさ・暮らしにくさ】　（選択した区民の割合（%））

とても暮らしやすい	暮らしやすい	どちらともいえない	暮らしにくい	とても暮らしにくい
(18.7)	(59.6)	(7.7)	(7.0)	(0.7)

○　自分の住んでいる地域が「暮らしやすい」と感じている区民は、約８割（78.3%）となっています。

○　暮らしやすいと感じる理由は、「便利・治安が良い」「街並み・自然環境が良い」という理由が多くなっています。これらの点は、区のイメージと重なっており、「まちの魅力」といえます。

○　一方で、「暮らしにくい」と感じている区民は１割に満たない状況です。

○　暮らしにくいと感じる理由としては、物価や住宅条件が多くなっています。次いで、「子育て支援が充実していない」「都市基盤の整備が不十分」という理由が挙げられており、これらへの対策が求められているといえます。

資料２

（写）

目企政第１１７８号
平成３１年１月３１日

目黒区長期計画審議会会長　宛て

目　黒　区　長

目黒区基本構想及びこれを実現するための施策の方向性について（諮問）

目黒区長期計画審議会条例第２条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

現行の目黒区基本構想は、２１世紀初めの目黒区を展望し、区民生活やまちの将来像を明らかにしたもので、平成１２年１０月の策定後、既に１８年が経過しており、策定から現在までに、区民生活や区政を取り巻く状況は大きく変化しています。
また、本区においても、近い将来には人口減少・超高齢社会の局面を迎えることは避けられず、社会経済の支え手である生産年齢人口の減少とともに、高齢者人口は更に増加し、これまでに経験したことのない様々な課題が生じることが予想されています。
このように人口構造や社会経済状況の大きな変化が予測される中にあっても、区民生活を支える基礎自治体である目黒区は、地域の活力が失われることなく、全ての世代の人々にとって暮らしやすく、地域の様々な活動に参加できる環境を整備していく必要があります。また、行財政運営に当たっては、引き続き健全で強固な行財政基盤の確立に向けた取組を進め、将来にわたって持続可能な行政サービスを展開していくことが必要です。

２１世紀半ばの将来に向けて、区民の誰もがいきいきと輝き、心豊かに生活できる地域となるよう、改めて１０年先、２０年先の目黒区のあるべき姿、また、その実現に向けて取り組んでいくべき施策の基本的方向について、ご提言いただきたく諮問します。

以　　上

資料３

○目黒区長期計画審議会条例（昭和４４年６月目黒区条例第１７号）

（設置）

第１条　目黒区の長期計画を策定するため、区長の付属機関として、目黒区長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、区長の諮問に応じ、長期計画策定について、審議し、答申する。

（組織）

第３条　審議会は、区長が任命又は委嘱する委員 30 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は１年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員のうちから互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第６条　審議会は、会長が招集する。

（定足数）

第７条　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料４

○目黒区長期計画審議会条例施行規則（昭和５０年６月目黒区規則第５６号）

東京都目黒区長期計画審議会条例施行規則（昭和４４年８月東京都目黒区規則第３４号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、目黒区長期計画審議会条例（昭和４４年６月目黒区条例第１７号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第２条　条例第３条に規定する委員は、次に掲げる者につき委嘱する。

（1）　区議会議員　８人以内

（2）　区内関係団体の構成員　１１人以内

（3）　学識経験者　６人以内

（4）　区内に居住する者（前３号に掲げる者を除く。）　５人以内

（小委員会等）

第３条　目黒区長期計画審議会（以下「審議会」という。）は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会及び専門部会を置くことができる。

２　小委員会は、小委員会及び専門部会を置く場合にあっては審議会の基本方針に沿って各専門部会間の調整を行い、小委員会のみを置く場合にあっては審議会における審議事項に係る調整を行う。

３　専門部会は、付託された事項につき調査及び研究を行う。

４　小委員会及び専門部会（以下「小委員会等」という。）の委員は、前条に定める委員のうちから会長が指名する。

第４条　小委員会に委員長及び副委員長、専門部会に部会長及び副部会長を置く。

２　委員長・副委員長・部会長及び副部会長は、当該小委員会等の委員が互選する。

３　委員長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、当該小委員会等を招集し、それぞれの議事を整理する。

４　副委員長及び副部会長は、当該委員長等を補佐し、当該委員長等に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係者の意見聴取等）

第５条　審議会及び小委員会等は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

２　前項の規定による学識経験者その他関係者の招請は、会長が行う。

（説明員の出席要求）

第６条　会長又は委員長等は、事案に関し説明又は意見を述べさせるため、区に勤務する職員に対し、審議会又は小委員会等への出席を求めることができる。

２　前項の職員は、会長及び委員長等の申し出により区長があらかじめ指名する。

（庶務）

第７条　審議会及び小委員会等の庶務は、企画経営部政策企画課が担当する。

（委任）

第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

資料５

目黒区長期計画審議会委員名簿

（敬称略、区分毎50音順）

区 分	氏 名		役 職 名 等	備 考
学識経験者	○石渡 和実	イシワタ カズミ	東洋英和女学院大学教授	小委員会委員長
	◎岡田 匡令	オカダ マサノリ	淑徳大学名誉教授	小委員会委員
	梶田 真	カジタ シン	東京大学准教授	小委員会委員
	澤野 由紀子	サワノ ユキコ	聖心女子大学教授	小委員会委員
	鈴木 秀洋	スズキ ヒデヒロ	日本大学准教授	小委員会委員
	根上 彰生	ネガミ アキオ	日本大学教授	小委員会副委員長
区議会議員	青木 早苗	アオキ サナエ	区議会議員	平成31年4月30日まで
	岩崎 ふみひろ	イワサキ フミヒロ	区議会議員	
	おのせ 康裕	オノセ ヤスヒロ	区議会議長	平成31年4月30日まで
	かいでん 和弘	カイデン カズヒロ	区議会議員	令和元年5月30日から
	川原 のぶあき	カワハラ ノブアキ	区議会副議長	
	河野 陽子	コウノ ヨウコ	区議会議員	令和元年5月30日から
	佐藤 ゆたか	サトウ ユタカ	区議会副議長	平成31年4月30日まで
	関 けんいち	セキ ケンイチ	区議会議員	令和元年5月30日から
	橋本 欣一	ハシモト キンイチ	区議会議員	平成31年4月30日まで
	橋本 しょうへい	ハシモト ショウヘイ	区議会議員	令和元年5月30日から
	宮澤 宏行	ミヤザワ ヒロユキ	区議会議長	令和元年5月30日から
区内関係団体	追川 幸之助	オイカワ コウノスケ	町会連合会	
	岡田 一弥	オカダ カズヤ	商店街連合会	
	小林 節子	コバヤシ セツコ	住区住民会議連絡協議会	
	齊藤 徳雄	サイトウ ノリオ	連合目黒地区協議会	
	篠崎 隆行	シノザキ タカユキ	小学校PTA連合会	
	團村 守男	ダンムラ モリオ	産業団体連合会	
	中島 みち子	ナカジマ ミチコ	女性団体連絡会	
	橋本 洋子	ハシモト ヨウコ	NPO法人目黒体育協会	
	花谷 勇治	ハナタニ ユウジ	目黒区医師会	
	松﨑 ひろ子	マツザキ ヒロコ	民生・児童委員協議会	令和2年1月31日から
	山田 脩	ヤマダ オサム	障害者団体懇話会	
	山本 加奈代	ヤマモト カナヨ	民生・児童委員協議会	令和2年1月30日まで
公募区民	伊東 修	イトウ オサム		
	雑賀 成元	サイガ シゲチカ		
	佐藤 くみ子	サトウ クミコ		
	関川 佳月子	セキカワ カヅコ		
	田中 麻起子	タナカ マキコ		

◎会長 ○副会長

資料６

○目黒区長期計画審議会の検討経過

【審議会】

月日	回	審議の内容等
平成 31 年 1 月 31 日	第１回	○審議会の運営（会議の公開、小委員会の設置等） ○諮問内容等（基本構想改定の基本方針、区の現状と課題） ○審議会の進め方・スケジュール
3 月 22 日	第２回	○現行の長期計画及び補助計画の構造等 ○基本計画の進捗状況及び基本構想の検証の調査結果 ○新たな長期計画の体系案
令和元年 5 月 30 日	第３回	○区政に対する意識調査等 ○行政分野別審議の進め方等 ○行政分野別審議① （行財政運営、情報政策、地域コミュニティ）
6 月 24 日	第４回	○前回の行政分野別審議のまとめ ○行政分野別審議② （平和・人権、産業振興、芸術・観光・自治体交流、スポーツ振興）
7 月 25 日	第５回	○前回の行政分野別審議のまとめ ○行政分野別審議③ （子育て、教育、生涯学習、環境）
8 月 27 日	第６回	○前回の行政分野別審議のまとめ ○行政分野別審議④ （地域福祉・地域包括ケア、高齢福祉・障害福祉・生活困窮、保健医療）
9 月 27 日	第７回	○前回の行政分野別審議のまとめ ○行政分野別審議⑤ （安全・安心の街づくり、道路・交通、自然環境・景観、防災・防犯）
11 月 21 日	第８回	○前回の行政分野別審議のまとめ ○新たな長期計画の体系案の検討 ○中間のまとめ作成に当たっての政策分野の整理 ○新たな基本構想に関する中間のまとめ案
令和 2 年 2 月 17 日	第９回	○中間のまとめに対する意見募集結果 ○新たな基本構想の構成及び最終答申事務局案 ○新たな基本構想の将来像に関するディスカッション

【小委員会】

月日	回	審議の内容等
令和元年 5月7日	第1回	○今後の審議会の進め方等 ○行政分野別の審議方法
10月28日	第2回	○新たな長期計画の体系案の検討 ○施策の関連性を踏まえた政策分野の整理 ○新たな基本構想に関する中間のまとめ案 ○最終答申に向けての検討事項
令和2年 2月3日	第3回	○中間のまとめに対する意見募集結果 ○新たな基本構想の構成及び最終答申事務局案 ○新たな基本構想の将来像に関するディスカッション
3月19日	第4回	○新たな基本構想等の答申の決定

【審議会による「中間のまとめ」の区民意見聴取】

○実施期間　　令和元年12月5日（木）から令和2年1月17日（金）まで
○周知・公表方法　めぐろ区報（12月5日号）、区ホームページに掲載
○提出方法　　郵送・メール・ファクシミリにより提出
○意見提出件数　　提出者数　20、意見数　77件